

# 外国人介護職員と一緒に働いてみませんか？

今、外国人を介護職員として採用する事業者が出てきています。外国人を採用した介護事業者からは、職場が明るくなった、職員の一体感が醸成された、外国人への教育を通じて介護サービスの質の見直しにつながったといった声が聞かれています。また、外国人介護職員に、日本の介護の知識や技術を伝えることは、国際貢献にもつながる取組です。あなたの事業所でも、外国人介護職員を採用して、一緒に働いてみませんか？



「外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック」では、各制度の詳しい情報や事例などを紹介しています。



## 外国人介護職員を雇用できる4つの制度

外国人介護職員を雇用できる制度は、以下の通り4つあります。各制度の特徴を比較した表を裏面に掲載しています。

**EPA** **EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用**

EPAとは、日本と相手国の経済活動の連携強化を図るもので、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から介護福祉士候補者を受け入れています。  
この候補者を介護事業所で雇用することができます。

**要件** 看護学校・看護課程の卒業・修了 or 大学・高等教育機関卒業 + 母国政府による介護士認定 ※国により異なる

日本語研修機関による訪日前の日本語研修(6~12か月) 日本語能力試験 ※この前後でマッチング

入国

日本語研修機関等による訪日後の日本語等研修(2.5~6か月)

介護事業所で雇用・研修

入国から4年目

国家試験を受けて介護福祉士の資格取得

介護福祉士として引き続き就労 ※在留期間の制限なし

**介護** **日本の介護福祉士養成校を卒業した「介護」をもつ外国人の雇用**

日本の介護福祉士養成校に通う外国人留学生は、卒業して介護福祉士を取得すると、「介護」という在留資格を取得できます。  
この外国人を介護事業所で雇用することができます。

**要件** (養成校の入学要件)日本語能力試験でN2以上に合格、もしくは日本語教育機関で6か月以上学習し日本語試験でN2相当以上と確認できる/等 ※学校によって異なる

入国

介護福祉士養成校に留学(その前に日本語学校通う場合もあり)

介護福祉士の資格取得

介護事業所で雇用(介護福祉士養成校に留学中にアルバイト雇用することも可能) ※在留期間の制限なし

**技能実習** **技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用**

外国人技能実習制度は、日本から諸外国への技能移転を目的として、外国人を日本の産業現場に一定期間受け入れ、OJTを通じて技能等を学んでもらう制度です。  
この技能実習生を介護事業所で雇用することができます。

**要件** 帰国後、修得した技能等を要する業務に従事する予定、介護と同種の業務に従事した経験を有する/等

送出し機関による現地での事前選考

現地面接、マッチング

送出し機関による現地での講習 日本語能力試験など

入国

監理団体による講習(原則2か月)

介護事業所で実習(雇用)

1年目終了時 学科試験・実技試験

3年目終了時 実技試験

5年目終了時 実技試験

帰国 ※在留期間は最長5年

**特定技能** **在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用**

「特定技能1号」は、平成31年4月から始まる、就労目的で外国人材を受け入れるための在留資格です。  
技能水準・日本語能力水準を試験等で確認された外国人を介護事業所で雇用することができます。

技能水準・日本語能力水準を試験等で確認

入国

介護事業所で雇用

帰国 ※在留期間は最長5年

## 外国人介護職員の雇用で気を付けたいこと

- 利用者の不安を招かないよう、外国人介護職員には必要なレベルの日本語を習得してもらいましょう。
- 外国人介護職員は、安い労働力ではありません。日本人と同等の労働を行う場合には、同等の処遇をしましょう。
- 外国人介護職員の宗教や文化等をきちんと確認し、尊重するようにしましょう。
- 介護に関する指導・教育だけでなく、住まいや行政手続きなど生活面も含めた幅広い支援をしましょう。
- 在留管理に配慮しましょう。在留期間更新等の手続き時に申請した内容から逸脱する就労(異なる業務や安易な施設異動等)はできません。
- 外国人介護職員と共に働き、教育を担う現場の理解を得られるよう、職員への事前の丁寧な説明を心がけましょう。
- 介護福祉士養成校等に通う留学生に奨学金等を支給する場合は、支給した介護事業所への就職を義務付けてはいけません。
- 留学生をアルバイト雇用する場合は、労働時間を週28時間以内とするなど、関係法令を遵守しましょう。

## 外国人介護職員の雇用に関する相談先

制度	相談内容	相談先と電話番号	HP
EPA	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の雇用	JICWELS(公益社団法人国際厚生事業団)受入支援部 03-6206-1138	
介護	介護福祉士を目指す留学生に関するあらゆる相談	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター 0120-07-8505	
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	OTIT(外国人技能実習機構)コールセンター 03-3453-8000	
技能実習	技能実習制度の技能実習生の雇用	JITCO(公益財団法人国際研修協力機構)実習支援部相談課 03-4306-1160	

※在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用については、「地方出入国在留管理局」又は「地方出入国在留管理局支局」にお問い合わせください。

## 外国人介護職員を雇用できる 4つの制度の概要

※本リーフレットにおいて、「外国人介護職員」とは、EPAに基づき介護福祉士候補者または介護福祉士として雇用されている外国人介護職員、在留資格「介護」をもつ外国人、留学生アルバイト、技能実習生など、日本語が母語でない外国人の介護職員のことを指します。

雇用できる  
外国人介護職員は  
**介護福祉士  
の資格**  
を持っている？

外国人介護職員には  
**ずっと働いて  
もらえる？**

外国人介護職員は  
**母国での資格  
や学習経験**  
がある？

外国人介護職員の  
**日本語能力**  
の目安は？

外国人介護職員の  
雇用にあたって  
**受入調整機関  
等の支援**  
はある？

外国人介護職員が  
就労可能な  
**サービス種別**  
に制限はある？

	外国人介護職員を雇用できる 4つの制度の概要	雇用できる 外国人介護職員は 介護福祉士 の資格 を持っている？	外国人介護職員には ずっと働いて もらえる？	外国人介護職員は 母国での資格 や学習経験 がある？	外国人介護職員の 日本語能力 の目安は？	外国人介護職員の 雇用にあたって 受入調整機関 等の支援 はある？	外国人介護職員が 就労可能な サービス種別 に制限はある？
<b>EPA</b>	<b>EPA(経済連携協定) に基づく 外国人介護福祉士 候補者の雇用</b>	<b>資格なし</b> ただし、資格取得を 目的としている	<b>資格取得後は 永続的な 就労可能</b> 一定の期間中に資格取得 できない場合は帰国	<b>看護系学校の 卒業生 or 母国政府より 介護士に認定</b>	大多数は、 就労開始時点で <b>N3程度</b> ※3 入国時の要件は 尼・比： <b>N5程度</b> 、越： <b>N3</b>	<b>あり</b> JICWELSによる 受入調整	<b>制限あり</b> 介護福祉士の資格 取得後は、一定条件を 満たした事業所の 訪問系サービスも可能
<b>介護</b>	<b>日本の介護福祉士 養成校を卒業した 在留資格「介護」をもつ 外国人の雇用</b>	<b>介護福祉士</b>	<b>永続的な 就労可能</b>	<b>個人による</b>	一部の養成校 ※4 の入学要件は <b>N2程度</b>	<b>なし</b>	<b>制限なし</b>
<b>技能 実習</b>	<b>技能実習制度 を活用した 外国人(技能実習生) の雇用</b>	<b>資格なし</b> ただし、実務要件等 を満たせば、受験 することは可能	<b>最長5年</b> ※1 ※2	<b>監理団体 の選考基準 による</b>	入国時の要件は <b>N4程度</b>	<b>あり</b> 監理団体による 受入調整	<b>制限あり</b> 訪問系サービスは 不可
<b>特定 技能</b>	<b>在留資格 「特定技能1号」 をもつ 外国人の雇用</b>	<b>資格なし</b> ただし、実務要件等 を満たせば、受験 することは可能	<b>最長5年</b> ※1 ※2	<b>個人による</b>	入国時の要件は ・ある程度 日常会話 ができ、生活に支障 がない程度の能力 ・介護の現場で働く上 で必要な日本語能力	<b>あり</b> 登録支援機関 によるサポート	<b>制限あり</b> 訪問系サービスは 不可

※1…ただし、介護福祉士を取得すれば、在留資格「介護」を選択でき、永続的な就労が可能

※2…3年目まで修了した技能実習生は、「特定技能1号」に必要な試験が免除される  
(在留資格を「特定技能1号」に変更した場合、技能実習と特定技能をあわせて最長10年となる)

※3…インドネシア・フィリピンの入国時の要件はN5程度だが、インドネシア人及びフィリピン人候補者の約90%が、6か月間の訪日後日本語研修終了までにN3程度の日本語水準に到達(平成30年度実績に基づく)

※4…「一部の養成校」とは、留学生の入学選抜において、日本語能力試験JLPTでN2以上に合格、もしくは日本語試験でN2相当以上と確認できることを要件としている介護福祉士養成校のことを指す

### 日本語能力試験 JLPTのN1～N5の目安

日本語能力	目安
<b>N1</b>	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
<b>N2</b>	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
<b>N3</b>	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
<b>N4</b>	基本的な日本語を理解することができる
<b>N5</b>	基本的な日本語をある程度理解することができる

「N4程度」など「程度」をつける場合は、日本語能力試験JLPTのN4に合格している、もしくはそれと同等の能力を有すると認められる場合を指します。